

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市障がい者施策推進協議会
2 開催日時	平成29年8月24日(木) 午後3時00分から午後4時00分
3 開催場所	河内長野市役所 602会議室
4 会議の概要	1. 第4期障がい福祉計画に係る状況等について 2. 第3次障がい者長期計画及び第5期障がい福祉計画等 に係る策定等について 3. その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 保健福祉部 障がい福祉課 (内線 187 )
8 その他	

\* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

## 推進協議会進行

平成29年 8月24日

PM 3:00 始めに	司会	<p>それでは、ただいまから「平成29年度第1回河内長野市障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、お礼を申し上げます。</p> <p>はじめに、本日の会議の開催にあたり、河内長野市保健福祉部理事の亀井からご挨拶を申し上げます。</p> <p>【理事あいさつ】</p> <p>ありがとうございました。</p>
資料の確認	司会	<p>次に会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>先日、送付させていただきました事前資料といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 会議次第</li><li>• 委員名簿</li><li>• 第4期障がい福祉計画にかかる状況等について (資料1でございます)</li><li>• 第3次障がい者長期計画及び第5期障がい福祉計画等に係る策定等について (資料2でございます)</li></ul> <p>以上の 4点でございます。</p> <p>本日お持ちでない資料がございましたら、お申し出をいただきますよう、お願ひいたします。なお、内容に一部修正がございます。資料を置かせていただいておりますので、申し訳ございませんが、資料1の該当部分につきまして、差替え等よろしくお願ひいたします。</p>
委員の紹介	司会	<p>それでは、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>河内長野市議会議員 うらやま のぶゆき 委員でございます。</p> <p>河内長野市医師会 会長 なかばやし さいじ 中林 才治 委員でございます。</p>

河内長野市教育委員会 委員 尾上 おうえ のぶえ 委員でございます。

地域生活総合支援センターきらら 所長 山本 やまもと さちこ 幸子 委員  
でございます。

河内長野市社会福祉協議会 会長 吉村 よしむら さだに 穎二 委員  
でございます。

河内長野市民生委員児童委員協議会 会長 千田 ちだ 利勝  
委員 でございます。

河内長野市身体障害者福祉会 会長 竹川 たけがわ やすふみ 康文 委員  
でございます。

河内長野市心身障害児・者父母の会 会長 富田 とみた よしお 芳男 委員  
でございます。

河内長野市精神障害者家族会「わかば会」 会長 杉浦 すぎうら よしこ 淑子  
委員でございます。

河内長野市作業所連絡協議会 代表者 大谷 おおたに たみこ 多美子 委員  
でございます。 なお、

桃山学院大学社会学部 准教授 黒田 くろだ たかゆき 隆之 委員 、

河内長野公共職業安定所 所長 村田 むらた けんじ 懲司 委員 および  
大阪府富田林保健所 参事兼地域保健課長 大家 おおや かくよし 角義  
委員におかれましては、本日所要のため欠席でございます。

事務局紹介	司会	<p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>保健福祉部理事兼福祉事務所長 亀井 でございます。</p> <p>障がい福祉課課長補佐 村上 でございます。</p> <p>障がい福祉課主幹 塔本 でございます。</p> <p>障がい福祉課主査 西尾 でございます。</p> <p>障がい福祉課 北浦 でございます。</p> <p>それから、今回の計画策定にかかる業務を委託しておりますシティコード研究所 松野 主任研究員（向井さん？）でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後になりましたが、本日の司会をさせていただいております、私 障がい福祉課長の 上田 でございます。</p> <p>どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p>
正副会長の互選	司会	<p>それでは、本推進協議会の運営にあたり、会長および副会長を互選にて、決定していただきたいと存じます。</p> <p>これまでの慣例によりますと、会長には医師会の代表の方、副会長には、社会福祉協議会の代表の方にご就任いただいておりますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>【異議なし】 【慣例どおり、異議なし】</p> <p>それでは、会長には、中林委員、副会長には、吉村委員にご就任をいただくということで、よろしくお願ひいたします。</p> <p>【拍手】</p> <p>それでは、会長、副会長におかれましては、会長席、副会長席へのご移動をお願いいたします。</p> <p>これより以後の進行につきましては、中林会長にお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

PM 3:10	会長	<p>ただいま、会長に選出されました、医師会の中林でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って始めさせていただきます。</p> <p>まず、案件1 「第4期障がい福祉計画に係る状況等について」</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
	会長	<p>【事務局説明】(10分)</p>
	会長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。</p>
		<p>【質疑応答】(10分)</p>
PM 3:30	会長	<p>他にないようですので、次の案件に移らせていただきます。</p> <p>次に、案件2 「第3次障がい者長期計画及び第5期障がい福祉計画等に係る策定等について」</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
	会長	<p>【事務局説明】(10分)</p>
	会長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。</p>
		<p>【質疑応答】(10分)</p>

PM 3:50	会長	<p>他にないようですので、次の案件に移らせていただきます。</p> <p>案件3「その他」についてですが、何か事務局からありますか。</p>
	司会	<p>さきほど、ご説明をさせていただきましたが、これから計画の素案を作成させていただく予定としております。</p> <p>素案の説明などにつきましては、11月に予定しております「第2回目の本協議会」で行う予定ですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本日いただきましたご意見につきましては、内容を検討させていただき、可能な範囲で素案に反映させていただきたいと存じます。(状況に応じて)</p> <p>本日は、会長、副会長をはじめ、委員の皆さん方におかれましては、長時間にわたり、ご審議をいただき、お礼を申し上げます。</p> <p>今後ともよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
PM 3:55	会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたように、策定作業はこれからが本番ということになります。</p> <p>委員の皆さん方におかれましては、ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、これをもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。</p> <p>皆さま、ありがとうございました。</p>

--	--	--

## H29.8.24 障がい者施策推進協議会

Q：障がい者の高齢化が進んでいるなか、市としてどのような方向性を持っているのか。  
障がいサービスを利用し続ける方がいい人も存在しているが、介護に任せることではなく、  
高齢の障がい者を見据えた方策を考えた方がよいのでは

- ・介護保険優先の原則があるため、65歳になれば介護保険に移行するものである。
- ・例外として、就労関係等の介護保険にない障がい特有のサービスや本人の障がい特性などから介護保険サービスに適さない場合などは、障がいサービスを利用できる。
- ・また介護保険の限度額の関係から、必要なサービスが利用できない場合も障がいサービスを利用できる。
- ・一方、平成30年度から障がいサービスを一定期間利用していた人が介護保険に移行した場合に、1割の個人負担額を障がい福祉制度で補填する制度が始まる予定である。詳細は未定であるが、介護サービスを利用しやすい状況となる。
- ・65歳になった場合においても、それまでと同様に、障がい特性や個別の状況などに応じた適切な支援を行っていくものである。
- ・次期計画の策定に関しては、介護保険事業計画などと連携するようになっており、本市においても、障がい者の高齢化を踏まえ、介護保険事業計画と適切な連携に努め、計画を策定していきたいと考えている。

Q：富田林市、大阪狭山市と合同で地域生活支援拠点等を設置しているが、利用実績や問題点などについて、尋ねたい。また、コーディネーターは増員できるのか。

- ・緊急時居室の利用実績はない。
- ・グループホーム体験利用については、グループホームの利用に向けた問題点などを把握し、問題点の解決に向けた取り組みを進めることでグループホームへの移行をめざして、事業を実施している。なお面談や利用調整などについては、コーディネーターが関わっている。
- ・事業開始後5か月目であり、問題点や課題の把握については、事業所との面談を始めているところで、次年度に向け、よりよい支援をめざしていきたいと考えている。
- ・コーディネーターについては、必要性があれば、増員の検討を行う場合もある。

Q：コーディネーターが一人では十分な支援ができないのでは

- ・3市とも基幹相談支援センターがある状況で、障がいサービスを利用する際に関わる相談支援専門員を支援する役割を持っているところである。基本的には各市において、基幹相談支援センターと相談支援事業所などの連携・協力により、支援が完了することを想定している。
- ・各市における支援だけでは、十分にできない場合などにおいて、コーディネーターによる支援が始まるものであり、既存の社会資源を活用した各市における支援体制の充実も合わせてめざしている。

**Q：高齢者で緊急時にセキュリティが駆けつけるサービスがあると聞いているが**

- ・障がいにおいても同様のサービスがあり、支援を行っている。自宅の鍵を預かり緊急通報があれば、セキュリティ（警備会社）が駆けつけ、鍵を使って自宅に立ち入るものである。

**Q：障がいで利用者数は、また、緊急対応を行った事例があるのか**

- ・10名程度が利用している。緊急時の対応事例はない。

**Q：事業所は平日9時～5時であり、夜間・土日に連絡ができないが、どうしたらいいのか**

- ・介護保険におけるケアマネジャーは、常に携帯電話を持ち、緊急時に備えている場合が多いと聞いているが、障がいにかかる相談支援専門員については、そこまでの対応ができるないところである。
- ・コールセンターを設置したところでは、相談員が疲弊していると聞いている。
- ・元気な時から緊急時などの備えを考えてもらうことを期待しているところである。緊急時における連絡方法などについて、担当の相談支援専門員などと事前に調整を行って欲しいと考えている。

**Q：緊急時居室の利用について**

- ・緊急時の居場所として緊急時居室を確保しているところであるが、基本はショートステイ事業所と契約や面談を事前に行っておいてもらうことを想定しているものである。
- ・事前登録があれば、緊急時にショートステイの空床を利用できるものであるが、登録しているところが全て満床の場合など受け入れ先がない場合もあり、そういう非常事態を想定して、緊急時居室を確保しているところである。

**Q：精神入院者や施設入所者などにかかる地域移行の状況は**

- ・地域移行といつても、入院中の精神患者を強制的に退院させるものではない。入院中の精神患者などで地域移行にかかる阻害要因を調査するとともに、看護に関わっている職員などから、地域移行にかかる問題点や必要な支援内容などを意見聴取することなどで、地域移行の可能性を判断していくものである。
- ・施設入所者についても、自立度が高く、地域での生活が可能な人は、すでに地域移行している状況がある。
- ・地域移行をしたもの逆戻りとなった事例も見受けられるところで、現実問題として地域移行が困難な人も多いところである。大阪府においても地域移行の事例分析や阻害要因の調査を行い、今後の課題や必要な支援内容などについて、検討を行う予定と聞いており、大阪府とも連携し、適切な地域移行を進めていきたいと考えている。

**Q：障がい児にかかる地域生活支援拠点等は**

- ・将来的には、児童の地域生活を支援する意味で必要な機能と思っているが、具体的な指針などが出ている状況ではない。今後の検討課題である。